

自動車税種別割のあらまし

日本では、自動車に関して次のような税がかかることをご存じですか。

	国の税金	都道府県の税金	市区町村の税金
自動車を買ったとき	自動車重量税	自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
		自動車税種別割	
自動車を所有しているとき		自動車税種別割	軽自動車税種別割
車検を受けるとき	自動車重量税		

このうち、皆さんにとって最も身近な税の一つである自動車税種別割についてご説明します。

◎自動車税種別割のしくみ

自動車税種別割は、自動車（軽自動車除く）の所有者（毎年4月1日現在、運輸支局に登録されている自動車の所有者）に1年分が課税されます。ただし、4月以後に新規登録をした場合は、登録日の属する月の翌月から3月までの税金が月割で課税されます。

税額は、乗用車やトラック等の自動車の種類ごとに、総排気量や最大積載量に応じて定められています。

自動車税種別割が課税されることや納める期日をお知らせする納税通知書は、5月上旬にお送りします。納税通知書が届きましたら、納期限までに納めてください。納付場所・方法は下記をご覧ください。

納期限を過ぎますと、法律の規定により、延滞金がかかることになります。納期限までに必ず納めましょう。

◎納付場所・方法

- 金融機関（納付可能な金融機関については、地方税共同機構のホームページ（日本語のページです。）をご覧ください。）

共通納税対応金融機関

検索



- 全国のコンビニエンスストア
セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ローソン（50音順）

- MMK端末を設置する店舗
- スマートフォン決済アプリを利用して納付することができます。なお、利用可能な決済アプリは地方税お支払サイト（日本語のページです。）をご覧ください。

チャージ方法によっては税金のお支払いができないアプリもございます。事前にアプリのホームページでご確認ください。

地方税お支払サイト

検索



- 地方税お支払サイト（日本語のページです。）において、クレジットカード又はインターネットバンキングを利用して納付することができます。
- Pay-easy に対応しているインターネットバンキング又はモバイルバンキング（インターネット等による金融機関との取引）、ATMからの納付
- 口座振替を利用し、納税することもできます。詳しくは、県内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口でお申し込みください。

■主な税額は次のとおりです。

【乗用車】

区 分	自 家 用		営 業 用
	税率①（※）	税率②（※）	
総排気量1,000cc以下	29,500円	25,000円	7,500円
総排気量1,000cc超 1,500cc以下	34,500円	30,500円	8,500円
総排気量1,500cc超 2,000cc以下	39,500円	36,000円	9,500円
総排気量2,000cc超 2,500cc以下	45,000円	43,500円	13,800円
総排気量2,500cc超 3,000cc以下	51,000円	50,000円	15,700円

※税率①：令和元年9月30日までに新車新規登録を受けた自動車

税率②：令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自動車

【トラック】

区 分	自 家 用	営 業 用
最大積載量5トン以下	8,000円 ～25,500円	6,500円 ～18,500円
最大積載量5トン超 8トン以下	30,000円 ～40,500円	22,000円 ～29,500円

◎グリーン化税制

環境に優しい自動車の普及を図るため、自動車の排出ガスの環境への負担の程度に応じて、自動車税種別割の税額を軽減したり、高くしたりする「自動車税種別割のグリーン化」を実施しています。

◎車検時の自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

車検等（継続検査及び構造等変更検査）の際に、自動車税種別割納税証明書の情報が運輸支局で電子的に確認できます。

※ただし、運輸支局で電子的に納付が確認できるまでに最大2週間程度かかります。納付後すぐに車検を受ける場合、最寄りの県税事務所や自動車税事務所等でお支払いいただき、受け取った納税証明書を運輸支局にご提示ください。（口座振替、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリでの納付等の場合は、納税証明書を送付しておりませんのでご注意ください。）

◎自動車を売却・譲渡・廃車したときや、住所を変更したときは、必ず運輸支局で登録・住所変更手続きをしてください。

登録手続きをしないと、売却・譲渡・廃車した自動車の納税通知書が届いたり、所有している自動車の納税通知書が届かなかったりといったトラブルの原因となります。また、市町村役場で住所変更をした場合であっても、運輸支局で住所変更手続きをしないと納税通知書が届かなくなります。早急な手続きが困難な場合は自動車税事務所までご相談下さい。

なお、自動車税種別割を納付後に自動車の登録を抹消した場合は、抹消月の翌月以降分を月割で還付します。

■登録手続きについての問い合わせ先（問い合わせは日本語に限ります。）

名 称	所 在 地	電話番号
中部運輸局岐阜運輸支局	〒501-6133 岐阜市日置江2648番地の1	(050) 5540-2053
中部運輸局岐阜運輸支局 飛騨自動車検査登録事務所	〒506-0035 高山市新宮町830番地の5	(050) 5540-2054

◎自動車税種別割の減免

身体や精神に一定の基準に該当する障がいがある方が所有する自動車については、自動車税種別割を減免する制度があります。最寄りの県税事務所、岐阜県自動車税事務所、飛騨県税事務所自動車税出張所で申請を受け付けています。

【自動車税種別割についての問い合わせ先】

名 称	所 在 地	電話番号
岐阜県自動車税事務所 (岐阜ナンバー)	〒501-6192 岐阜市日置江2648番地の3	(058) 279-3781
岐阜県飛騨県税事務所 自動車税出張所 (飛騨ナンバー)	〒506-0035 高山市新宮町830番地の7	(0577) 36-1400

【外国語での相談についての問い合わせ先】

○（公財）岐阜県国際交流センター 9：30～16：30（月～金）

〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1丁目12番地 岐阜中日ビル2階

電話番号：（058）263－8066



岐 阜 県